

# 平成29年度 入札契約制度改正

小松市行政管理部管財課  
(平成29年5月1日改正)

## 1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正

国の中央公契連モデルの改正に伴い、最低制限価格算出要領及び低入札価格調査制度実施要領を改正しました。

- ・直接工事費の率を2%引き上げ(95%→97%)

項目	改正前	改正後
最低制限価格算出要領 (低入札価格調査制度実施要領)	<p>・最低制限価格(低入札調査基準価格)の算出方法は次に掲げる(1)~(4)の合計額とする。</p> <p>(1) 直接工事費 × <b>95%</b> (2) 共通仮設費 × 90% (3) 現場管理費 × 90% (4) 一般管理費 × 55%</p> <p>ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分(10%相当)は現場管理費とみなす。</p>	<p>・最低制限価格(低入札調査基準価格)の算出方法は、次に掲げる(1)~(4)の合計額とする。</p> <p>(1) 直接工事費 × <b>97%</b> (2) 共通仮設費 × 90% (3) 現場管理費 × 90% (4) 一般管理費 × 55%</p> <p>ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分(10%相当)は現場管理費とみなす。</p>

## 2. 建設関係業務低入札調査基準価格の改正

国の建設関係業務調査基準価格の改正に伴い、低入札調査基準価格算出要領を改正しました。

- ・建設コンサルタント業務について、一般管理費等の率を3%引き上げ(45%→48%)
- ・測量業務について、諸経費の率を3%引き上げ(45%→48%)

項目	改正前	改正後
建設コンサルタント業務	<p>ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額 × 90% エ 一般管理費の額 × <b>45%</b></p>	<p>ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額 × 90% エ 一般管理費の額 × <b>48%</b></p>
測量業務	<p>ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額 × <b>45%</b></p>	<p>ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額 × <b>48%</b></p>

## 3. 最低制限価格等の事後公表

最低制限価格、低入札調査基準価格、建設関係業務低入札調査基準価格について、入札結果と同時に公表することとしました。

## 4. 小松市建設工事の下請負等発注に関する留意事項の改正

小松市建設工事の下請負等発注に関する留意事項第5項の指名競争入札工事の相指名業者への下請負の原則禁止を削除し、下請負できることとしました。

## 5. 前金払の対象金額の改正

前金払の対象金額を500万円以上から200万円以上に引き下げました。

## 6. [小松市建設工事に係る労働環境の確認に関する要領の新設](#)

小松市建設工事標準請負契約約款第7条に基づき、本市が発注する建設工事の請負契約に係る適正な履行及び労働環境の取組み向上に資するため、要領を定めて受注者の労働環境の確認を行うこととしました。

### ① 対象工事

一般競争入札により契約を締結する工事請負契約で、執行予定金額が3,000万円以上のもの。

### ② 確認方法

受注者には当該契約の履行期限までに「[労働環境報告書](#)」を提出していただきます。

### ③ 調査及び改善

市は報告書の内容を確認し、必要と認められた場合には、報告内容の聞き取り等の調査や改善指示(通知)を行います。

## 7. 工事实績情報システム(CORINS)の登録対象範囲の改正

工事实績登録システム:CORINS(コリンズ)の登録対象工事を請負金額が1,000万円以上から500万円以上としました。(変更契約により請負金額が500万円以上になった場合も含む)

## 8. 総合評価方式の評価項目の改正(詳細は[技術監理課の総合評価方式について](#)を参照)

- ① 優良表彰項目を追加しました(最大0.5点)
- ② 災害活動項目を改正しました(防災士、しみん救護員の追加)
- ③ 労働環境項目を追加しました(最大0.5点)
- ④ 営業所の所在地項目を改正しました(最大1.0 → 2.0点)

### ※適用日について

上記事項は、平成29年5月1日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札から適用します。